

令和5年度
東松島市矢本駅前西地区複合施設
指定管理者募集要項

令和5年9月

東松島市
保健福祉部健康推進課

東松島市矢本駅前西地区複合施設指定管理者募集要項

東松島市では、東松島市矢本駅前西地区複合施設の管理運営を効果的かつ効率的に行い利用者・利用団体へのサービス向上を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、東松島市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成 17 年東松島市条例第 12 号）に基づき、以下のとおり東松島市矢本駅前西地区複合施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 施設の設置目的

市民の健康・体力づくりを推進し、憩いの場、ふれあいの場、交流の場として本市の中心となる矢本駅周辺市街地の活力と賑わいのあるまちづくりを目的として設置しています。

2 施設の概要

仕様書を参照ください。

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間とします。

ただし、指定期間中に管理運営を継続することが適当でないと認められるときは、業務停止命令又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4 指定管理者が行う管理の基準

(1) 東松島市矢本駅前西地区複合施設条例（平成 17 年東松島市条例第 102 号。以下「条例」という。）及び東松島市矢本駅前西地区複合施設管理規則（平成 17 年東松島市規則第 55 号。以下「規則」という。）の規定に基づき管理してください。

(2) 開館時間等

①東松島市健康増進センター施設分

開館時間 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで（土・日曜及び祝日は午後 9 時まで）
なお、開館時間に、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まれません。

休館日 休館日は毎週木曜日とします。ただし、休館日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条の規定による休日になるときは、その翌日（休日が連続する場合にあっては、当該連続する休日の最後の日の翌日）とします。

②東松島市健康増進センター駐車場分

利用可能時間 24 時間とする。ただし、管理時間は午前 8 時から午後 10 時までとします。

※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館又は休館及び開館時間を変更することができる。

5 指定管理者が行う業務の範囲

「4. 指定管理者が行う管理の基準」を踏まえ、下記の業務を行うものとし、具体的内容

及び履行方法については、仕様書等によるものとします。

- (1) 総括管理に関すること
- (2) プール監視及び温浴に関すること
- (3) 体育室・スタジオ運営に関すること
- (4) 受付業務に関すること
- (5) 自主事業に関すること
- (6) 施設及び附属設備の維持管理に関すること
- (7) 業務計画書等の提出
- (8) 業務報告書等の提出

6 自主事業

指定管理者は、自主財源の負担と責任において施設の設置目的を効果的に達成するため、本施設を活用し自主事業を実施できることとします。なお、実施にあたっては、あらかじめその内容等について、事業計画書に掲げる等、事前に市と協議が必要となります。

施設の効用を高めるための創意工夫を活かした自主事業の提案は指定管理者選定の審査において考慮されるので、積極的に提案願います。

- (1) 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベントや物品販売その他の通年実施の事業等を実施（施設の利用料金以外の料金を参加者から別途徴収し収入を得る場合を含む）する事業を指します。
- (2) 自主事業で得た収入は指定管理者に帰属します。ただし、実施に要する経費は指定管理料には含みません。
- (3) 自主事業実施の可否は施設設置目的に照らし判断するため、設置目的からして相応しくないと判断される事業の場合は承認しないこともあります。また、自主事業の実施が本来の指定管理業務に支障を与えていると判断される場合、自主事業の改善又は中止を命じる場合もあります。
- (4) 自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性があれば、その旨を事業計画書に明示してください。

7 利用料金

(1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金制度を採用します。施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入となります。

(2) 利用料金額

利用料金額は、条例で定める額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める事ができます。なお、消費税及び地方消費税は、利用料金の内税として取り扱うこととします。

8 指定管理業務に係る経費

(1) 管理経費

管理運営に要する費用は、市が支払う指定管理料、利用料金収入並びに指定管理者が施設の設置目的に沿って独自に主催する自主事業の収入をもって充てるものとします。

(2) 指定管理料

市が支払う指定管理料の上限額は、下記のとおりです。上限額を上回る応募は失格となります。（消費税及び地方消費税を含む。）

申請時に提案された金額が指定管理料となります。

総額（上限額）令和6年度から令和9年度まで 304,736千円

年度内訳は下表のとおりとする。

年度	年額（千円）
令和6年度	76,184
令和7年度	76,184
令和8年度	76,184
令和9年度	76,184

(3) リスク分担

東松島市と指定管理者のリスク分担の基本的事項は、「東松島市矢本駅前西地区複合施設の管理運営に関する責任（リスク）分担表」に示すとおりとします。

(4) 指定管理料の精算

原則として、指定管理料の精算による返還は求めません。

(5) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払いの時期は、原則として、各年度分を年12回に分割し、翌月末日までに口座振込みにより行うものとします。

(6) 会計年度区分

会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとの区分とします。

(7) 区分会計と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計簿類及び経理規定を設けるとともに、収入および経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理することとし、市が要求した場合には、会計簿類の書類を開示してください。

また、他の「公の施設」の指定を受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理してください。

9 申請資格

(1) 法人格を有するものであること。

(2) 団体又は、その代表者が次の者に該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算した2年間を経過していない者

⑤ 国税及び地方税を滞納している者

⑥ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者

⑦ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者

⑧ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者。

⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である者又はその構成員を含む。

（以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある者

- ⑩ 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
- エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て

10 指定管理者選定日程

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 募集要項の配布開始 | 令和5年9月14日（木） |
| (2) 質問受付 | 令和5年9月21日（木） |
| (3) 質問書提出期限 | 令和5年10月2日（月） |
| (4) 質問回答 | 令和5年10月5日（木） |
| (5) 申請受付 | 令和5年10月10日（火） |
| (6) 申請書提出期限 | 令和5年10月18日（水） |
| (7) 選定審査（プレゼン含む） | 令和5年10月下旬～令和5年11月上旬 |
| (8) 選定審査結果通知 | 令和5年11月中旬 |
| (9) 仮協定の締結 | 令和5年11月下旬 |
| (10) 指定議案の議決 | 令和5年12月上旬 |
| (11) 指定の通知及び公示 | 令和5年12月中旬 |
| (12) 協定書の締結 | 令和5年12月下旬 |
| (13) 業務開始 | 令和6年4月1日（月） |

11 申請方法等

- (1) 募集要項の配布
- ① 配布期間
令和5年9月14日（木）から令和5年10月18日（水）まで
- ② 配布方法
東松島市保健福祉部健康推進課（矢本保健相談センター内）窓口又は東松島市ホームページからダウンロードにて配布します。
（窓口の場合、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 質問書の受付
- ① 受付期間
令和5年9月21日（木）から令和5年10月2日（月）まで
- ② 受付方法
「東松島市矢本駅前西地区複合施設の指定管理者募集に係る質問書」（別紙様式2）に質問事項を記入し、郵送又はFAXでご提出ください。

- ※注1 電話や口頭等の質問は受付できません。
 ※注2 審査への質問は受付できません。
- (3) 質問の回答 令和5年10月5日(木) FAXにより回答します。
 (ホームページでも公開いたします。)
- (4) 申請書の受付
- ① 提出期間 令和5年10月10日(火)から令和5年10月18日(水)午後5時必着
 ② 提出方法 東松島市保健福祉部健康推進課に直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか)とします。
 (午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。))
 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ③ 提出場所 宮城県東松島市小松字上浮足 256 番地 1
 東松島市 保健福祉部 健康推進課 予防健診係
 (矢本保健相談センター内) 電話 0225-82-1111 内線 3117
- ④ 提出部数 正本1部及び副本16部(副本は複写可)とします
 (A4フラットファイルとし表紙、背表紙に申請団体名を記載願います。)

1.2 申請書類

- (1) 指定申請書(様式第1号及び様式第1号別紙1)
- (2) 団体の概要、役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類
- ① 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 ② 定款、規約その他これらに相当する書類
 ③ 印鑑証明書(3ヵ月以内)
- (3) 申請資格に関する申立書(様式第2号)
- (4) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務不存在申立書(様式第3号)
 この場合における納税証明書については、公募の開始日以降に交付されたものであり、全税目について未納がないことを証明するものであること。ただし、法人格のない団体においては代表者についてその旨証明するものであること。地方税の納税証明書は、主たる事業所の所在地の都道府県及び市町村の発行するものとします。ただし、当市が課税する税目について納税義務がある場合には、当市の納税証明を含みます。
- (5) 申請価格に関する書類
 空欄について、積算し作成してください。
 指定管理料については、一般管理費、租税公課等の一切を含む金額で、年度ごとに積算してください。
- (6) 管理を行う公の施設の事業計画書
 「東松島市矢本駅前西地区複合施設事業計画書」
- (7) 当該団体の経営状況を証明する書類
- ① 申請日の属する事業年度の直前の事業年度(以下「前事業年度」という。)の収支(損益)計算書及びこれらに相当する書類(既に財産的取引活動を行っている団体に限る。)
- ② 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している場合のみ。)
- ③ 申請日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
- ④ 団体の事業報告書を作成している場合は、直近の事業年度に係る当該報告書
- ⑤ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

- ⑥ 法人等概要書（所在地、従業員数、経営理念、方針、組織、売上高等を記載した書類（パンフレット等に記載がある場合は、パンフレットでも代用可）
- ⑦ 障がい者や高齢者等の雇用及び女性活躍推進の取り組みの促進等に係る確認書（団体が申請、取得している場合のみ）

項目	書類名	備考
障がい者雇用率の達成	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	・基準日が令和5年6月1日で公共職業安定所に提出したもの ・常用雇用労働者数が43.5人以上の団体が対象
	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付書の写し	・令和5年度及び令和4年度申告分 ・常用雇用労働者数が100人超の団体に法定障害者雇用率に満たない団体のみ対象
	「障がい者の雇用状況に係る報告について」	・常用雇用労働者が43.5人未満の団体に障害者を雇用している団体が提出
高齢者の安定した雇用の確保	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定める高齢者雇用状況報告書の写し又は就業規則等	・基準日が令和5年6月1日で公共職業安定所に提出したもの（おおむね常用雇用労働者が20人以上の団体を対象） ・上記報告書の写しに代えて65歳以上への定年の引き上げ又は定年の定め廃止を確認できる就業規則等の提出でも可
女性活躍推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき厚生労働大臣に提出した「一般事業主行動計画」の写し	・常用雇用労働者数が100人超の団体のみ対象

※注1 証書類は、証明年月日が申請書提出日の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。なお、複写機による写しでも差支えありません。

※注2 職員の確認をするため社会保険加入届の控又は確認通知書あるいは源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出してください。

※注3 提出された書類は返却いたしません。また、東松島市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

※注4 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は必要に応じ、申請書類の全部又は一部を使用又は複製できるものとします。

※注5 市が必要と認める場合、追加書類の提出を求める場合があります。

※注6 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

※注7 上記の事項について、申請者は申請を持って同意したものとみなします。

1.3 選定の方法

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定基準に基づき、総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

1.4 選定の基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであり、又利用者が安全に利用できる体制や非常時に対応できる体制が整っていること。
- (3) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。

1.5 選定審査

(1) 選定審査

提出書類による書類審査、提案内容に関するプレゼンテーション（20分程度）を行い終了後にヒアリング（15分程度）を行います。（プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードは市で用意します。）選定審査に出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。

(2) 選定対象からの除外

下記の事項に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ① 選定委員会に対し、不当な要求を申し入れた場合
- ② 選定委員会委員に対し、指定管理に関して、個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 申請書提出期限までに所定の書類が提出されなかった場合
- ⑤ 複数の事業計画を提出した場合
- ⑥ 提出後に事業計画の内容を変更した場合

1.6 問い合わせ先及び関係書類の提出先

〒981-0503 宮城県東松島市小松字上浮足 256 番地 1
東松島市 保健福祉部 健康推進課 予防健診係
(矢本保健相談センター内)
電話 0225-82-1111 内線 3117
FAX 0225-82-1244